諮　問　書

８犬総第２０１号
令和８年９月７日

犬山市公文書管理審議会
　会　長　青山　正和　様

犬山市長　原　　欣　伸

犬山市公文書管理条例第９条第６項の規定に基づき、保存期間が満了した公文書を廃棄するにあたり、貴審議会の意見を求めます。

記

１　諮問事項　保存期間満了を迎えた公文書（保存期間が１年以下のものを除く）の廃棄について